

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市コミュニティ助成事業補助金
補助の区分	地域コミュニティ関連補助
補助の概要	地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るために実施する事業のうち、(財)自治総合センターが助成を決定したのものに対し、補助金を交付する。
補助事業者	(財)自治総合センターが助成を決定したもの
補助対象経費	(財)自治総合センターの定めるコミュニティ助成事業実施要綱に定める経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	(財)自治総合センターが助成を決定した額
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	10/10以内
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	(財)自治総合センターの実施要綱によるため
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果(計算式)
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	(財)自治総合センターが交付決定を行うため
補助制度開始	
見直し時期	
補助終期	-
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
	(財)自治総合センターの実施要綱によるため
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ等で募集する
事業担当(担当部署)	地域振興課 地域振興係
(電話番号)	0259-63-4152(直通)